

平成 23 年 4 月 15 日

各 位

会社名 株式会社市進ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 田代 英壽  
(コード 4645 JASDAQ)  
問合せ先 執行役員統括本部副本部長 竹内 厚  
電話 047(335)2888

### 当社子会社執行役員に対する ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び 239 条の規定に基づき、当社子会社執行役員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 23 年 5 月 27 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に役務提供の対価として、当社子会社執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 本定時株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
40 個（なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 500 株とする。）を上限とする。但し、下記（3）に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の

払込みを要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）に 0.60 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割当てて日の翌日から4年間とする。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

#### 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 新株予約権の取得事由及び取得条件

- ・以下のイ．からホ．までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合又は当社の株主から当該株主総会の招集の請求があった場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決

議した場合)において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ．当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案

ホ．新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについて定めを設ける定款変更の議案

．新株予約権者が、下記の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により、権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社が当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

#### 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 新株予約権の行使の条件

．新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。

イ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間

の最終日まで権利行使ができるものとする。

ロ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。

ハ．平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。

・新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の執行役員、取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問、社外協力者のいずれかの地位にあることを要す。但し、新株予約権者が定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。

・新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。

・新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。

・新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

・当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

#### 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

以 上

上記の内容については、平成23年5月27日開催予定の当社第37回定時株主総会において承認されることを条件といたします。